

稲沢市は 市民活動 を



～稲沢市公募型補助金～

稲沢市では、市民活動団体の自発的な活動の推進・活性化を図り、団体の自立を支援することを目的として、市民活動団体が行う公益的な社会貢献事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を補助しています。

応援

『市民活動』とは

『市民活動』とは、営利を目的とせず、かつ豊かで多様な市民生活の実現に寄与することを目的とする市民の自発的な社会参加活動で、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

稲沢市公募型補助金の概要

●対象となる団体

市内に活動拠点を有し、5名以上で構成された団体で、組織の運営に関する規約、会則等の定めがある団体。

●補助対象事業

市民活動団体が実施する事業で、その内容が市民活動団体の自立促進及び活性化に寄与すると市長が認めるもの。ただし、国若しくは他の地方公共団体又は民間団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

●補助金の条件等

補助対象経費の5分の4の額（上限10万円）
同一事業に対し最大3年間の補助を限度とする。

●補助金申請に係る今後の予定（令和8年度交付予定分）

※詳細は広報いなざわ（10月号）・市HPにてお知らせします。

- 事前相談： 10月1日(水)～10月31日(金)
- 申請受付： 11月4日(火)～11月14日(金)

問合せ先 市役所 地域協働課（0587-32-1146）

していただきます。

